

# 給与支払報告書(源泉徴収票) 所得税定額減税の記載方法について

## 【年末調整をした場合の給与等】

以下の記載が必要です。

①年末調整を行った場合、個人別明細書の摘要欄に、実際に所得税から控除した定額減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額 ××円」、控除しきれずに残った金額を「控除外額 ××円」としてそれぞれ記載してください。(例1)

②合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を定額減税額の計算に含めた場合、個人別明細書の適用欄に、「非控除対象配偶者減税有」と追記してください。(例2)

明細書	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
	円	円	円	円	円	円	円	円						
	1,569,930		120,000		50,000									
(摘要)	(例1)源泉徴収時所得税減税控除済額 43,500円 控除外額 46,500円													
	(例2)源泉徴収時所得税減税控除済額 60,000円 控除外額 0円 非控除対象配偶者減税有													
生命保険料の金額の内訳	180,000	円	旧生命保険料の金額	100,000	円	介護医療保険料の金額	90,000	円	新種人年金保険料の金額	360,000	円	旧種人年金保険料の金額	180,000	円

## 【年末調整をしない給与等】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

令和6年6月1日以降に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

詳しくは国税庁ホームページ

「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm>